

戦後における公立夜間中学の開設過程とその運営 ～1950年代の横浜市立浦島丘中学校に焦点を当てて～

横 関 理 恵*

The Process of Establishment of Public Night Junior High School
In Postwar Japan
—Focusing on Yokohama City in the 1950s—

Rie Yokozeki

概要：戦後日本の義務教育は6・3制が導入され9年間となった。児童憲章の理念が掲げられたが、貧困家庭の子どもたちは、児童労働に従事し、長期欠席となった。子どもの教育権保障や児童労働を容認した保護者と労働市場の狭間で発生したのが夜間中学であった。横浜市子安浜の漁村では、地元の漁業組合と小・中学校の教員たちが自主的に未認可で夜間に授業を開始した。横浜市の夜間中学の開設とその後の展開から考えられる教育機会の確保に関する今日的示唆とは、生徒を主体に考えた就学保障システムの一つとして、夜間中学を開設しようとした地域住民と教員との協働性にある。

キーワード：義務教育、夜間中学、児童労働、長期欠席・不就学生徒、横浜市

はじめに

本稿は、戦後から1950年代の横浜市を対象に公立夜間中学の開設過程とその展開を解明するものである。日本では、1872（明治5）年の「学制」により、就学の必要性が明記されたが、義務教育ではなかった。1886（明治19）年の「小学校令」公布により初めて義務教育が発足し、就学は4年間とした。その後、1907（明治40）年の「小学校令」改正で就学期間が延長され6年となった。戦後、1947（昭和22）年3月、教育基本法および学校教育法の下、同年4月から新学制が実施され、義務教育年限が6歳から15歳まで9年間へ延長された。戦前にエリート層が進学する中学校（前期中等教育）にまで拡大されたのである。当時、日本の就学率は99%を超えており（文部省、1958：19）、義務教育年限を延長したにも関わらず、高い就学率を達成したかに見えた¹。

しかしながら、家庭の経済的事情から、昼間に就労を余儀なくされ、中学校を長期欠席している学齢者が多くいた。これらの生徒のために教員が独自に夜間に授業を行いはじめ、その後、市町村教育委員会が関わり開設されたのが、本稿が対象とする公立夜間中学である。戦後から限られた地域で発生した夜間中学は、1950年代には80校を超える、10代の日本人が多く通った。社会情勢の変化や就学奨励策の導入により、学齢の長欠問題が解消され、応急的に開設された夜間中学は減少し、1960年代中頃には20校程になった。1966（昭

*：保育学科 連絡先：yokozeki@takushoku-hc.ac.jp

和 41)年に行政管理庁による夜間中学早期廃止勧告が出されたが、相当数の学齢超過の義務教育未修了者が存在した。それらの人々の教育権回復を求める夜間中学増設運動が 1967 (昭和 42) 年から開始され、大阪府内に複数の夜間中学が開設された後、各地に広がり全国の学校数は 30 校を超えた。1970 年代からは在日韓国朝鮮人が急増した後、中国残留孤児が加わり、1980 年代には不登校経験者が学んだ。1990 年からは就労・結婚で来日した外国人の子ども等が急増しており、時代ごとに様々な人々を受け入れてきた (横関 2012 : 350 - 351、浅野 2021 : 77 - 93)。

本稿で対象とする時期は、夜間中学が急増する 1947 年から 1950 年代である。この時期を対象とする先行研究では、尾形・長田 (1967) が 1950 年代の全国の夜間中学開設の背景、開設の経緯・実態を概括的に明らかにしている。また、江口 (2015a) は、全国の夜間中学の設置動向を整理した上で、各地の夜間中学の発生を詳細に分析し、各地で夜間中学の設置主体や設置形態を類型化した。近年では自治体レベルでの夜間中学の開設経緯を検討した研究があるが²、中でも、戦後から 1980 年代頃を対象として主に関東地区を取り上げて夜間中学の開設過程、学齢超過者への教育保障の問題について歴史的検討を行った研究として大多和 (2017) がある。

本稿で対象とするのは横浜市である。横浜市教育委員会が公的に夜間中学を認可するのは 1950 年度であるが、実は、その 2 年前に非公式で横浜市立浦島丘中学校に夜間学級が開設されている。これについては、松崎 (1979) が、漁村地区の児童労働の問題に触れて、地元の漁業組合に夜間中学が開設された事実を記述しているもののその記述はわずかであり開設経緯の詳細については検討の余地が残されている。

そこで、本研究では、研究課題 4 点を次のように設定する。第 1 に、1947 (昭和 22) 年から 1950 年代の横浜市を対象として、夜間中学が開設される背景とその経緯を整理する (第 1 章)。第 2 に、横浜市浦島丘中学校夜間部の開設経緯を明らかにする (第 2 章)。第 3 に、横浜市浦島丘中学校夜間部の東浜・西浜分校の学校運営と教育実践を紹介する (第 3 章)。最後に、1950 年代の横浜市における夜間中学の開設要因と今日的示唆について考察する。なお、参照する資料は、横浜市教育委員会資料、全国夜間中学校研究会大会資料、横浜市夜間中学校研究会資料、横浜市立浦島丘中学校夜間部の開設に寄与した子安浜漁業協同組合を前身とする東西興行株式会社史等である。

第 1 章 夜間中学開設の背景とその経緯

1. 学齢生徒の長欠不就学の背景—児童労働問題と関連法制度

戦後、新学制が導入された後、高い就学率を果たしたかのように見えたが、不就学児童生徒 (就学猶予者・就学免除者・1 年以上居所不明者)、長期欠席児童生徒数 (年間通算 50 年以上の欠席者) が社会問題になるほど、多数存在していた。当時の学齢生徒の長欠不就学問題にはどのような背景があるのだろうか。尾形、長田 (1967 : 7 - 21) によれば、長期欠席児童生徒が発生する背景には、青少年の非行問題や、年少労働問題があるという。両者ともに家庭の貧困と関係性があるが、特に、児童労働問題については、1911 (明治 44) 年制定「工場法」や 1923 (大正 12) 年制定「工場労働者最低年齢法・船員最低年齢法」等との関係があった。前者は、労働者の最低年齢を 12 歳、後者は 14 歳と規定し、学齢児の就学機会を保障しようとしたが工場監督制度が未確立であり、法を遵守しない雇用主も多

くおり、学校を長期欠席せざるを得ない児童生徒が存在していた³。

戦後、日本国憲法に「児童の酷使禁止」(第27条)に関する規定が掲げられた。これを受け、1947(昭和22)年4月に労働基準法(年少労働者保護規定)、同年12月に児童福祉法が制定され、児童福祉問題の解決の促進を目的として、児童保護のための11項目の禁止事項が明記された。さらに、1951(昭和26)年制定の児童憲章は「子どもの権利」を宣言し、児童は虐待、酷使、放任、その他から守られることが明記された。戦前と比して児童福祉の観点から年少労働者保護の措置が積極的に取られるようになった⁴。

新学制導入後、非常に多くの学齢児の長期欠席児童生徒が存在したことはすでに述べたが、長期欠席中の学齢児の就労状況はどうだったのか。戦後直後の全国調査はないが、1958(昭和33)年文部省調査(全国)の概要を以下に示す。小学生の場合、最も多い就労形態は家事手伝い(留守番・子守・看病等)であり74.4%(18,860名/25,352名)を占める。次いで、単純労務作業(農耕・養蚕・畜産・伐木・炭焼・漁獲・水産養殖等)が4.3%(1,096名/同)、物品製造・加工・修理に従事したものは0.9%(243名/同)である。中学生の場合、家事手伝いが52%(26,125/49,612名)、物品の製造・加工・修理に従事したもの8.4%(10,236名/同)、物品販売従事者4.7%(2,337名/同)であった(文部省調査局統計課、1959:9)。

同調査によれば、義務教育年限の児童・生徒の大部分は自宅で家事・家業の手伝いをしている。しかし、自宅以外の事業所に勤務する者(小学生377名、中学生4,142名)よりも、他家で勤務する者(小学生1,725名、中学生8,393名)が多い。長期欠席中に事業所及び他家で勤務するものが一定数いる(小学生/8.3%、中学生/25.2%)。これらの義務教育就学年限の児童生徒は、労働基準法の年少労働者関係の法律条項に違反して使用されていたと推察される(長田・尾形、1976:15)。

年少労働や児童を保護する措置は戦後に著しく進展したが、職場に浸透していなかった。戦前の考え方方が根強く残存していたと考えられ、児童を労働に従事させている事業者が少なからずいた。学校教育法(第16条)に定める「学齢子女使用者の避止義務」や労働基準法(第56条)の規定を遵守しない雇用主がいたことや、家庭の経済的貧困からやむを得ず子女を労働に従事させる保護者が少なくなく、学齢児童生徒は義務教育である小学校、中学校を不就学や長期欠席することを余儀なくされていたのである。

2. 漁村における長期欠席・不就学—子どもの人身売買

戦後、児童憲章により子どもの権利が制定された。子どもは児童福祉法、学校教育法等、関連法に守られ安全な環境で義務教育を受けられる機会が保障されるはずであった。しかし、同時期に、全国各地で子どもの人身売買が行われていた。特に、貧しい農家の子どもたちが口減らしとしてわずかな金額で身売りされ、女子は家事使用人や女工、接客婦、芸妓として売られ、売春を強いられることも少なくはなかった。また、男子は農業・林業・漁業において過酷な労働をさせられていた(藤野豊、2012:35-75)。

漁村では、古くから「梶子制度」があり、子どもに「梶子(舵子)かじこ」と呼ばれる漁船の舵を取り役目を慣習的にさせていた。もともとは地元の子どもを梶子にしていたが、戦後は人手不足を補うために、都市部や農村から前金を保護者に支払い子どもを雇う形「年期売買」や、幼いうちから引き取って養う「養子制度」という契約形態をとり人身売買が

行われていた（松崎、1979：47）。梶子制度は、愛媛県や広島県等で行われていたもので、貧困家庭の子どもを漁繁期に雇い入れ、常にかじを操って漁船の位置を適当に保つ役目をさせていた。また、漁閑期には子守等をさせていた。長期契約で契約額を親に前貸しし、本人は無給である。学齢であっても学校には行けなかつた（松崎、1979：47～48）。神奈川県横浜市の子安浜でも少なからず同様であった。

横浜市子安浜では漁労物資不足によりすぐに漁ができる状態ではなかつたが、戦後の混亂の中、漁は再開された。都市部では、食料難にあえぎ、連日餓死者が出るほどだったが、1947（昭和22）年より水産物の統制が撤廃され、秋にはイワシの大群が、東京湾に遊泳し、大量漁獲で多いに賑わうようになる（東西興業株式会社、1997：101）。この時代の漁には手動の小型船を用いていた。この小型船には船頭1名、乗子3名でうち、1名は小学生高学年、中学生が必ず乗り込んでいた（前横浜市立浦島丘中学校教諭高山久男「横浜市立浦島中学校夜間部、特に東・西浜分教場創立の事情について」横浜夜間中学校研究会『25年の歩み』横浜夜間中が校研究会、83頁）。

乗船する子どもたちは、親方の実子である「家息子」と、東北等の貧しい農家から売られ、親方の養子となった「他所者」に分けられていた。その後、人身売買に関して国の監視が厳しくなり、「船子養子」という形をとるようになっていた（松崎、1979：48）。

1947年頃から内湾の沿岸工事が始まり、海岸が汚染され始め、漁獲高が減り、漁場を遠く千葉付近へと移さなくてはならなくなつた。そのため、船の動力にかかる燃料費等がかさむようになる。当時の漁業組合員は185名、平均家族は6名である。子安浜は家族労働でやつと生活を支えている貧しい漁村である。家族労働で、食費、燃料費、漁船の減価償却費等を獲得するためには、最も商品価値の高い「シャコ」でも、必要水揚げ高は平均1日で700匹、3,000円相当額以上でなければならなかつた。シャコ漁は、夏が最盛期であり、春・秋にも行われるが、冬期シャコは海底におり漁はできない。その間、商品価値が高い「えび」、「かに」漁へと移るが、水揚げ量は少なく、収入にならず、漁業を行う運営資金や生活費を賄うことは厳しかつた（横浜市夜間中学校研究会、1965：83）。

このように、家族労働で生計を支える貧しい漁村では、大人のみでは手が足りず、自家の小中学校就学年齢の子ども達に漁業に必要な労働力を求めざるを得なかつた。そのため、子どもは、朝、昼に、大人の漁師とともに漁に出ており、長欠・不就学となつてゐるのである。

第2章 横浜市立浦島丘中学校夜間部の開設—子安浜漁業組合との協働

地元漁師の子弟たちは、すでに10代の前半から一人前の漁師として働いていた。子どもとはいえ、朝から夕刻まで漁に出る漁師には、昼間の学校に行く時間はなかつた（東西興業株式会社、1997：111）。他の地域から来たものが多く、ほとんどが小学校を卒業した程度であった。無報酬で働かせている子どもたちの中には、衣類や現金を盗み逃亡する者もあり、非行問題が深刻化していた（松崎、1979：48）。子安浜の青少年の非行問題を放置せず漁業組合の力でなんらかの対処をすべきと地元警察より忠告を受けた高間芽太郎（東浜漁業組合世話役）によれば、「子安浜の漁業を担う青年たちが時代に取り残され、子安浜の漁業も崩壊するのではないかと組合員は危機感を持つ」（浦島丘中学校東浜分校東浜漁業組合世話役高間芽太郎記録／横浜市夜間中学校研究会（1965）『25年の歩み』横浜市夜間

中学研究会 1965 : 48-49) ようになり、漁の後に、夜間に授業を受けられる学級を実施できないか、地元小・中学校に協力を求めた(横浜市研究会、1965 : 84)。かつて、横浜市では、「大正末年には小学校 18 校に、1935(昭和 10) 年の後半には 12 校にそれぞれ夜間学級を置いて、少しでも未就学者をなくすように行政措置をとってきた」(飯田赳夫: 横浜市立浦島丘中学校校長／「1. 横浜の変遷 夜間中学校のあゆみ」／全国夜間中学校研究会(1969)「第 16 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料」: 23) 経緯があり、子安浜小学校には夜間小学校が併設されていた。戦後は使用されていなかったので、その施設を使用して中学校夜間学級を開設することができないか協力を求めた。しかし、同小学校側からは「夜間に行う授業は児童福祉法に違反するばかりではなく、義務教育の建前からも認められない」(松崎、1979 : 50) と断られ、学校校舎での実施は不可能だった。

漁業組合からの働きかけにより、子安浜漁村の学齢児童生徒が昼間に漁に従事しているので、長欠不就学であることを小学校側は知ることになる。時の漁業協同組合理事鈴木東一氏からも懇願され、非公式、非公認ではあるが、夜間を開設せねばならないと考えるようになつた。この子安浜漁村の青少年救済には他に方法がないと判断し、地元子安小学校長遠藤隆景氏、浦島丘中学校長宮原信夫氏、浦島丘小学校長倉沢晨哉氏の指導、協力を得られることになった(前横浜市立浦島丘中学校教諭高山久男「横浜市立浦島丘中学校夜間部特に東・西浜分教場創立の事情について」／横浜市立浦島丘中学校(1971)『昭和 51 年夜間中学のあゆみ—昭和 25 年からの思い出』: 頁数記載なし)。

だが、「漁師の子どもが学校に行って何になるのか」と保護者からの理解が得られにくく、浦島丘中学校教員大川健二氏は、保護者に、「時代はもう新しく変わったんです。これから誰もが教育を受ける必要があります。今は無用に思えても、いずれあなた方自身の役に立つはずです」と教育の重要性を説いて回つた。その教員の熱心さに打たれた東西の漁業組合が協議し⁵、東浜・西浜の両方の事務所で夜間学級を開設することに合意した(東西興業株式会社、1997 : 111~112)。特に、東浜事務所には、青年学校⁶の施設がそのまま残つており、夜間部を始めるには好条件であった。

1947(昭和 22) 年 2 月 4 日に、漁業組合事務所(横浜市神奈川区子安通 1 丁目)にて横浜市立浦島丘中学校夜間部の開校式が実施された。入学者は、中学生 49 名(1 年 21 名、2 年 5 名、3 年 23 名)、小学生 34 名(5 年 16 名、6 年 18 名)、合計 83 名であり全員男性であった。入学式には、漁業協同組合理事長、事務長、地元小学校長が参列した(前横浜市立浦島丘中学校教諭高山久男「横浜市立浦島丘中学校夜間部特に東・西浜分教場創立の事情について」／横浜市立浦島丘中学校(1971)『昭和 51 年夜間中学のあゆみ—昭和 25 年からの思い出』: 頁数記載なし)。横浜市立浦島丘中学校は、3 か所で非公式に夜間部を開設した。1 つは、浦島丘中学校(本校)で開設し、残りの 2 つは、子安浜漁業組合東浜事務所に東浜分校を、西浜事務所に西浜分校を置き、それぞれで夜間に授業を行うことになったのである。

第 3 章 横浜市立浦島丘中学校夜間部—東浜・西浜分校の学校運営と教育実践 1. 東浜・西浜分校の学校運営

横浜市立浦島丘中学校夜間部は、横浜市によって認可されていなかったため、運営費に係る予算措置は全くなかった。東浜・西浜分校にある夜間部の教室はいずれも、木造の漁

業組合事務所 2 階にある 22 畳の大広間であり、教員は、夜間での授業に対しては無報酬であった。東浜では、毎週 4 日間（月、水、木、金）、夜 6 時から 9 時まで夜学を開き、2 名の教員が担当した。西浜では、休日以外は毎日授業が行われ、夜 7 時から 9 時まで 3 名の先生が交代で授業を担当した（松崎、1979：51）。

最初は子安浜小学校片野教諭が授業を担当し、1948（昭和 23）年 1 月から、15、6 名の子どもを集めて、小学校 6 年の教育課程から始め、翌年 1949（昭和 24）年には、それらの子どもを中学校課程に入学させた。浦島丘中学校からは、大川教諭、根上教諭、田中教諭が協力した（浦島丘中学校東浜分校東浜漁業組合世話役高間芽太郎「横浜市立浦島丘中学校夜間部特に東・西浜分教場創立の事情について」横浜市立浦島丘中学校（1971）『昭和 51 年夜間中学のあゆみ—昭和 25 年からの思い出』頁数記載なし）。

東浜・西浜の在学者数について、第二代関戸小一校長の回想録によれば 「当時、生徒数は東浜・西浜両分校で五十名前後に及ぶ程、盛況であり、本校は常に 5 名前後として両分校の比ではなかった。」（関戸小一（第二代校長）「思い出すまさに」横浜市立浦島丘中学校、1971：1）とあり、分校では、2~3 名の教員に比して、その日によって異なると思われるが非常に多くの生徒が通っていたため、少数の教員で個別に対応するのは困難だったと思われる。漁業協同組合側は、東浜・西浜の夜間中学に PTA を組織して教師への謝礼や、教材の補助金を集め（松崎、1976：51）。

中学校の分校として開設した夜間部ではあったが、組合には小学校 5 年生、6 年生になる年齢から漁業に従事している子どもたちもおり、これらの子どもの学力の実情に合わせ、小学校（高学年）から始め中学校へと移行できるよう教育課程を自主編成していた。市からの予算措置がない中で、戦後の荒廃からようやく立ち直った子安浜に漁師が通える夜間中学を開設しその運営を支えていたのは、漁業組合と教員の強い使命感であった。

2. 東浜・西浜分校での教育実践

東浜・西浜分校の建物は、地方から来た組合員の居住スペースでもあった。同校の夜間部担当教員橋本隆氏の回想録によれば、「この 2 教室は、漁業に従事している子ども達のためにあった。職場と住居と教室が一体となっていた。あの教室は本校にあった。本校の夜学に通って来る生徒の大部分は、横浜市内に住居を持ち、数々の雑多な職業にたずさわっている子どもたちを中心にしていた」（浦島丘中学校夜間担当教員橋本隆「よるのじじまは暖かかった・・」横浜市立浦島丘中学校、1971：3）。漁業組合で働く子どもたちには、親方の実子「家息子」と東北等の貧しい農家から売られ親方の養子になった「他所者」があり、後者の中には、漁業組合事務所の住居で生活するものもいた。「夜七時。紙と鉛筆をポケットにいれて歩いていく。どこへ何しに行くのか。それは今日も東浜の組合事務所で授業があるからだ。一日中海の生活で、からだは焦茶色に変わってしまい、手のあぶらもすっかりきれてガサガサにかわいている。うんと遊んでみたい。映画をみたい。友達にさそわれ約束していても、事務所からスピーカーの声を聴くと、あわてて約束をことわってしまう。『夜学の生徒さんに連絡します。先生がお見えですから、至急事務所までおいでください。』繰り返し放送されるので、浜いっぱいに響きわたる。浜のアナウンサーも大変だ。事務所にかけていくと先生がまっている。」（神谷晴久「おれは夜学生」横浜市夜間中学研究会、1965：145）、「ぬれたままで授業を受けたら、先生がお前寒くないか、帰ってとつて

こいといわれたが、なれているから平気だ、そのまま授業を受けたこと也有った、「仕事の帰りにそのままでやって来るから、ときにはぬれたまま、真っ黒な手のままでやってきたり、ホッカブリのまま授業を受けたこともある」（松崎、1979：51）。

漁の仕事を終え、共同組合事務所からの浜全体に響き渡るアナウンスを聞いて、夜間中学へかけてくる生徒の姿や、漁の仕事を終えてそのまま夜間の授業に参加している生徒の様子が窺える。そのような子どもを待ち、健康を気遣う教員がおり、アットホームな雰囲気があった。夜間部を担当した高山教諭によれば、「学年編成は年齢相当で行ったが、精神年齢、知能指数には大きな差があり、教育課程編成は非常に難しく、指導は困難を極めた。ここにおいて特別な作成をして単学級、個人指導を徹底的に行い、日常生活に直接必要な知識技能を与えることとした。水産業を中心とする教科指導であった。昼間東京湾洋上において働いて帰宅し、水揚げした後、入浴して・・・（略）・・・夕食後の夜学は睡魔のとりになることが多かった。しかし、彼らの喜びはどんなにおそくなても必ず登校して、先生の指導というより、顔を見、声をきくことに喜びを感じてお互いに励まし合った」（横浜市立浦島丘中学校、1971：84）。水産業に関する教育は、組合従業員の高間芽太郎、西浜の加山若太郎が中心となって行った（東西興業株式会社、1997：114）。

東浜・西浜事務所で開かれる夜間授業には、漁業に従事する小学校高学年から中学校3学年が通った、年齢を基に学年を編成したが、学力差があり一斉授業での教育課程編成は容易ではなかったことが窺える。そのため、個別指導を導入し、教科教育だけではなく水産業を中心とする教科指導が行われていたことが分かる。戦後になって中学校が義務教育になっても、漁の仕事のために昼間の授業を長欠していることを考えると、子どもたちは学校に行きたくても行けなかつたのである。だからこそ、子どもたちは、労働で疲れても夜間授業に出て、学業をすること以上に教員や仲間と過ごす時間を心待ちにしていたのだろう。子安浜で漁業に従事する夜間中学生は、居住、職場、学校のすべてが、浜の漁業組合事務所にあり、そこで暮らし、働き、学んだ。

3. 卒業問題

夜間部教員たちが最も懸念していたのは、卒業証書の問題であった。当時の教員高山久男氏の回想録によれば、「小・中学校の夜学はあくまでも、非公認であつた当時、将来どうなるのかと一種の不安があつた」（前横浜市立浦島丘中学校教諭高山久男「横浜市立浦島中学校夜間部 特に、東・西浜分教場創立の事情について」『横浜市立浦島丘中学校夜間中学のあゆみ』、貞未記載）とある。表1は、1950（昭和25）年度から1975（昭和50）年度までの横浜市立浦島丘中学校夜間部（本校／東浜／西浜）の卒業生数を示したものである。本校には、漁業以外の職に従事する男女が在籍していたが、東浜分校と、西浜分校は漁業に従事する漁業組合の男子のみの在籍であった。

1947（昭和22）年2月に、横浜市立浦島丘中学校夜間部へ入学者したのは中学生49名（1年21名、2年5名、3年23名）、小学生34名（5年16名、6年18名）であり合計83名であった。1年間で1学年進級すると考えれば、中学生49名は、遅くとも3年後には全員卒業する。しかし1950年度までは公的に認められていなかったため、卒業資格を付与することが不可能だった可能性がある。未認可のため、進級制度や原級留置きの措置が厳格

ではなく、3年以上夜間に通っていたと想定した場合は、卒業証書を付与された可能性もある。

表1にある1950（昭和25）年度の夜間部卒業生数は、23名程である。1947年に夜間学級が開設した当時に入学した小学生34名の内、6年生18名は1950年度に卒業生となるので、卒業証書を付与されたと思われる。1947年時点での入学者数18名（当時小学6年）よりも5名ほど卒業者的人数が多い。入学者数と卒業数の不一致を検討できる資料がなく、推測の領域を出ないが、卒業証書を得るために原級留置とした生徒もいた可能性も考えられる。1952（昭和27）年度には43名にまで増加しているが、その後、次第に減少し、子安浜漁業組合西浜分校は、1963（昭和38）年度5月に閉校し、続いて、1965（昭和40）年度には東浜分校が閉校を経て、1966年以降、本校では1桁の生徒数を維持していた。

横浜市では、浦島丘中学校に夜間部が開設されてから、凡そ3年後の1950（昭和25）年5月、社会教育の一環として、長欠問題、非行問題等に対応するために、青少年教育を推進することになった。対象としたのは、20歳以下の若者であり、在学か否かは問われなかつた（横浜市教育委員会事務局、1950、1953）。横浜市は、青少年指導対策委員会、学区委員会、中央委員会を設置し、青少年教育の推進に努めた。学区委員会は中学校の学区ごとに、小学校、中学校、高校のすべての教員が所属し、学識経験者・民生委員・PTA・青少年団・婦人会とのネットワークを構築し、青少年の教育、生活、校外に関する指導などを行っていた。学区委員会の連絡協議をする中央教育委員会では、各関係団体や機関（家庭裁判所、保護観察所、職業安定所、市警察本部等関係諸団体、社会教育関係団体等）と情報共有を行い青少年教育に関する施策を検討するために、定例会を開いた。そこで取り上げられる議題に、「不就学長期欠席児童生徒の就学出席の督励」が上り、これが青少年教育において重点課題となった。この課題に取り組むために、横浜市は、1950年に「中学校特設学級」という呼称の夜間に授業を行う学級を全市10区に1校ずつ、10校開設した（横浜市教育委員会、1954、1955、1956）。この年に上述した浦島丘中学校の夜間学級も認可された。その一方で、1960年ごろまでには組合員の子弟のほとんどが義務教育の新制中学まで行くようになり（東西興業株式会社、1997：114）、子安浜漁業組合東浜分校・西浜分校は閉校したのである。

表1：横浜市立浦島丘中学校卒業生数

	本校		東浜	西浜	計
	男	女	男	男	
1950年度	3	0	8	12	23
1951年度	7	1	4	0	12
1952年度	18	4	10	11	43
1953年度	6	0	1	7	14
1954年度	6	1	6	10	23
1955年度	3	2	6	4	15
1956年度	7	3	6	6	22
1957年度	6	2	1	16	25
1958年度	4	5	3	12	24
1959年度	2	4	3	3	12
1960年度	1	0	3	1	5
1961年度	3	0	6	2	11
1962年度	3	2	2	4	11
1963年度	2	0	2	—	4
1964年度	8	2	2	—	12
1965年度	2	1	—	—	3
1966年度	2	2	—	—	4
1967年度	5	4	—	—	9
1968年度	0	2	—	—	2
1969年度	4	1	—	—	5
1970年度	6	2	—	—	8
1971年度	2	0	—	—	2
1972年度	2	0	—	—	2
1973年度	3	0	—	—	3
1974年度	1	4	—	—	5
1975年度	1	1	—	—	2
合計	107	43	63	88	301

（注）1950年度～1975年度までの男女別総生徒数（男子：258名、女子43名）

おわりに

最後に、これまで見てきた 1950 年代の横浜市の事例をもとに、戦後の義務教育制度における夜間中学の開設要因とは何かについて考察する。その後に、貧困による長期欠席・不就学、及び、不登校など今日的教育課題に対して、横浜市の夜間中学開設のあゆみから何が学べるのかについて述べたい。

第 1 に、戦後、日本国憲法（第 26 条）を受けて教育基本法、学校教育法が制定され、6・3 制の義務教育制度が導入され、義務教育年限が 9 年間に延長されたが、実際には、家庭の経済的事情から、家事・手伝い、児童労働などに従事しなければならず、小・中学校を長欠・不就学の子どもたちが多数発生した。この要因には、児童労働問題がある。日本では、「児童憲章」や「児童福祉法」が制定され、子どもの権利が守られるように見えたが、全国各地で子どもの人身売買が行われてきた。地方の貧しい農家の子どもたちが、わずかな金額で「身売り」された。特に、漁村では、古くから「梶子制度」があり、船の舵を取り役目を学齢の子どもに慣習的にさせていた。人手不足を安価で解消するための方途を児童生徒に求めざるを得ない状況であった。また、当時の保護者の中には、学齢期であっても労働し家計を担うことが親孝行だとする考えがあり、教育に対する理解が乏しかった。本稿が対象とした横浜市の子安浜でも、漁師になるには学校教育は不要であるとの認識があり、そのような認識が、家庭のみならず、職場でも管理職に残存していた。このように、戦後日本において、児童憲章の理念が掲げられても、貧困家庭の子どもたちは、実質上、子どもの権利や子どもの成長発達権を産業維持・発展のために奪われていたのである。子どもの教育権保障と児童労働実態との矛盾の狭間で発生したのが夜間中学である。

第 2 に、本稿で対象とした横浜の子安浜では、漁村の子どもたちの長期欠席者が多く、漁師として働く子どもたちの非行問題が地元の警察から指摘をうけるほどの地域課題になっており、子安浜漁業協同組合にとって、子安浜の将来の漁業を担う子どもたちの育成の問題をいかにすべきかが課題であった。子安浜漁業組合世話人らによって、地元の小・中学校校長に協力を呼びかけ、漁業協同組合事務所で夜間に学級を開設することになった。ここで注目したいのは、子安浜小学校、浦島小学校、浦島丘中学校のそれぞれの教員は、昼間の勤務が終わった後、学校外にある漁業協同組合事務所に赴き、無償で夜間に授業を行ったという点である。1950 年代頃、各地で夜間中学が開設されるが、子どもを昼間に労働させ、夜に学校に通わせるといった児童労働を助長するので、公立で夜間中学を設置することには消極的だった。

このような状況の下、横浜市の場合、子安浜の漁村地区で、地元の漁業組合と小・中学校の教員たちが自主的に、未認可で夜間での授業を開始している。子安浜の漁村地区でも昼間に漁にでる子どもたちは長期欠席しており、学齢期にも関わらず、義務教育機会が保障されているとは言えない状況であった。その一方で、漁に出るのを休ませ、昼に学校に通わせようすれば、人手不足に陥り、漁業の仕事に影響が出るというジレンマが生じていた。このジレンマを解消する一時的方途として、学校内部（本校）と学校外（西浜・東浜漁業組合事務所）でそれぞれ夜間学級を開校した。ここで参考にしたいのは佐藤（1997）による教職の「無限界性」の議論である。学校現場で生じる様々な問題への対応、それは長期欠席・不就学なども含まれるが、それらの対応を求められ教師が多忙化すると教師と

しての専門性を發揮する領域になかなかコミットできなくなり教育の空洞化をもたらす。そうならないように、規則重視や形式主義に重きを置きながら、厄介ごとに巻き込まれないよう教師の自己防衛しようとする行為を誘発するマイナス面がある。その反面、様々な教育課題に対応することによって、それまでの伝統的な教育概念を教員自らが編み直し、拡大・再構成する契機を準備できるというプラスの側面もあり、両義的である。以上、述べてきた教職でカバーすべきポジションの無限界性に関するジレンマを孕みつつも、学校外部の組織（子安浜漁業組合）と学校内部の教員が協働して漁業組合員が学べる夜間中学を開設した事例は今日的示唆を得うる。

第3に、公立学校の設置経緯に至るまでの順序が従来と逆転している点である。通常、義務教育学校は、市町村教育委員会が計画し、学校を設置し、教員配置を教育行政側主導で行なうことが一般的である。しかし、横浜市立浦島丘中学校の場合、漁村で働く子どもたちを主体に考え、仕事の後に夜間に授業を行うというアイデアは教育行政ではなく、漁業協同組合によるものであった。戦前、横浜市内には大正末期に小学校18校、昭和10年代後半には12校に夜間学級を設置し、長欠対策を担ってきた実績がある。漁業組合が協力を依頼した子安浜小学校の教員たちは、かつて、夜間小学校があり、夜間に授業を行った経験がある教員がいたこと、そして、子安浜東浜事務所には、かつて青年学校が開設されており、その場所を夜間学級で使用できる好条件があったことは少なからず夜間学級の開設に影響を与えていたと思われる。浦島丘中学校の場合、戦前まで小学校に特設されていた夜間学級を戦後の義務教育制度の下で新たに展開しようと試みたものであると言える。

以上、横浜市の夜間中学の開設とその後の展開のあゆみから考えられる教育から排除される子どもたちへの教育機会の確保に関する今日的示唆とは、児童労働が事実上、容認された環境下で義務教育機会の保障を可能な限り充実させるというジレンマの渦中にありながらも、従来の教育概念を再構成し、生徒を主体に考えた就学保障システムの一つとして、夜間中学を開設しようとした地域住民と学校内の教員との協働性にある。

参考文献

- ・浅野慎一（2021）「夜間中学とその生徒の史的変遷過程」『基礎教育保障学研究』第5巻、77 - 93頁。
- ・江口怜（2014）「学校社会事業としての夜間中学：1950 - 60年代の京都市の事例に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』(53) 7 - 18頁。
- ・江口怜（2015）「夜間中学からみる戦後の日本社会」木村元編、日本学術振興会科学研究費助金基礎研究（C）研究成果報告書『日本における学校化社会の成立過程 - その基盤的研究』。
- ・江口怜（2015）「1950年代の和歌山県における部落子ども会と夜間学級：新宮市立城南中学校の事例を中心に」『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室』101 - 114頁。
- ・大多和雅絵（2017）『戦後の夜間中学校の歴史』六花出版。
- ・尾形利雄・長田三男（1976）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房。
- ・佐藤学（1997）『教師というアポリア』世織書房。
- ・全国夜間中学校研究会（1969）『第16回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』、全国夜間中学校研究会、23頁。

- ・東西興業株式会社（1997）『新しき道のしるべに東西興業株式会社 25 年史』高輪出版社。
- ・藤野豊（2012）「戦後の人身売買」大月書店。
- ・細井和喜（1925）『女工哀史』改造社。
- ・松崎運之助（1979）『夜間中学 その歴史と現在』白石書店。
- ・文部科学省「二. 勤労青少年の教育」『学制百年史』
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317715.htm（閲覧日：2022年2月25日）
- ・文部省（1958）『新制義務教育の10年：教育委員会制度10周年記念』19頁。
- ・文部省調査局統計課（1959）「昭和33年度長期欠席児童生徒調査（昭和34年12月）」9頁。
- ・横関理恵（2012）「戦後における中学校夜間学級史の時期分に関する一考察：『全国夜間中学校研究大会記録誌』を手掛かりに」日本教育学会大会研究発表要項71。
- ・横関理恵（2017）「戦後における中学校夜間学級の成立過程：1947年から1960年代の奈良県に着目して」『教育学の研究と実践』（12）北海道教育学会、13-23頁。
- ・横浜市教育委員会事務局（1950）『教育年鑑昭和25年度』横浜市教育委員会。
- ・横浜市教育委員会事務局（1953）『教育年鑑昭和27年度』横浜市教育委員会。
- ・横浜市教育委員会事務局（1954）『教育年鑑昭和28年度』横浜市教育委員会。
- ・横浜市教育委員会事務局（1955）『教育年鑑昭和29年度』横浜市教育委員会。
- ・横浜市夜間中学校研究会（1965）『15年の歩み』横浜市夜間中学研究会。
- ・横浜市立浦島丘中学校（1971）『昭和51年夜間中学のあゆみ—昭和25年からの思い出』横浜市立浦島丘中学校。

注

- 1 戦後、日本は就学年限が一挙に3年延長されたにも関わらず、当初から、男女の平均就学率は99%を超える、1964（昭和39）年には99.9%に達した。同年の世界先進主要国の就学率はイギリス・西ドイツ99.7%、アメリカ99.4%、フランス90.0%であり、日本がトップであった。
- 2 戦後から1960年代までの夜間中学の開設過程を検討した研究は2000年代以降、いくつか発表されている。例えば、京都を対象とした（江口、2014）、和歌山を対象とした江口（2015b）、奈良を対象とした横関（2017）がある。
- 3 細井（1925）には、悲惨な年少労働の実態が克明に記録されている。例えば、「出発するには顔色も艶らかな健康さうな娘」が僅か三年の女工生活の間に「さながら幽霊のように蒼白くかつ痩せ衰えて」（細井、1925:37）と見るも無残な姿で郷里に帰ってくる有様が記録されている。また、当時の紡績女工の間で「四つとせ、夜も寝ないで夜業する、長い寿命も短くなる 皆さんあわれと思わんせ」（細井、1925:331）といった「数え歌」が歌われていたと記録されている。細井（1925）は「これが肝心な成長期に在る幼年工にとって、如何に精神的及び肉体的障害を与えるか…軽かんざる人道的問題」（細井、1925:117）と論じており、細井の記録からも、年少労働の過酷さの一端を窺い知ることができよう。
- 4 1947（昭和22）年4月「労働基準法」（第56条）では15歳未満の児童を労働者として使用することを禁止している（第1項）。例外的に満15歳未満（ただし、満12歳以上）の児童を修学時間外に使用することを認めている。しかし、この場合、児童の健康および福祉に有害ではなく、かつ労働が軽易なものと規定し、行政の許可を受けることを要請していた。労働時間においても修学時間を通算して1日に7時間を超えてはならない

と規定した（第 60 条第 2 項）。

- 5 1938（昭和 11）年に子安浜漁業組合は子安浜協同組合に改組、1941（昭和 16）年に組合が東西に分裂し、子安浜漁業協同組合と西子安浜漁業協同組合となる（東西興業株式会社、1997：331）。
- 6 青年学校とは、1935（昭和 10）年に公布された青年学校令に基づいた勤労青少年教育を行う教育機関であり、太平洋戦争終戦後、1947 年の学校教育法が制定されるまで存続した。青年学校は、当時の義務教育期間である尋常小学校（のちに国民学校初等科）6 年を卒業した後、中等教育学校（中学校・高等女子学校・実業高校）に進学せず、勤労に従事する青少年に対して社会教育を行った。青年学校が設置される前は、実業補習学校と青年訓練所がこの役割を担ったが、この二つの教育機関を存続させることは地方公共団体の財政負担が重くなるなどの問題点があった。これを解消するために、実業補習学校と青年訓練所を統合し誕生したのが青年学校であった。戦時下の困難な状況の下、青年学校の施設は小学校に付設されることが多く、専任教員は不足していた。だが、勤労青年の職務の形態が複雑であり、それに応じた教育内容、職業訓練を教える教員養成は容易ではなかった。1947 年学校教育法施行に伴い青年学校令は執行し、青年学校は廃止され、その施設、教員、生徒は新制中学校へ移管された（文部科学省、「学制百年史」）。戦前に青年学校を小学校ではなく漁業組合事務所に付設したのが本稿で対象とした横浜市子安浜であった。

【謝辞】

本稿の執筆にあたり、神奈川県立図書館リファレンス担当者には、横浜市立浦島丘中学校関連資料のご教示を頂いた。拓殖大学北海道短期大学図書館堤香苗司書には、横浜市立図書館より横浜市夜間中学研究会資料の入手にご尽力いただいた。ジャパントータルサービス株式会社（旧東西興行株式会社）総務課村木様には、戦前戦後の子安浜漁業組合に関する歴史的資料、東西興業株式会社（1997）『新しき道のしるべに 東西興業株式会社 25 年史』高輪出版社をご恵与いただいた。皆様に拝謝申し上げる。

なお、本稿は 2021 年度日本学術振興会科学研究費助成事業／若手研究「公教育における学齢超過者の基礎教育保障問題と補償教育—教育ガバナンス・アプローチ」（研究課題番号：21K13519/研究代表者：横関理恵）の助成を受けた。